

# 相談窓口

## 電話・メールでの人権相談窓口

みんなの人権110番 (全国共通)

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

 **0570-003-110** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

女性の人権ホットライン (全国共通)

ゼロナナゼロ の ハートライン

 **0570-070-810** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

子どもの人権110番 (全国共通・通話料無料)

ぜろぜろなな の ひやくとおぼん

 **0120-007-110** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

外国人相談権ダイヤル (全国共通)

 **0570-090-911** [ 平日 午前9時から  
午後5時まで ]

(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応。平成31年4月から、ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の4言語にも対応予定)

なお、この電話は民間の多言語通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄法務局・地方法務局につながります。

インターネット人権相談受付窓口 (子どもの人権SOS-eメール)

インターネット人権相談

検索

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通 <http://www.jinken.go.jp/>

人権に関する研修について、講師の派遣などを行っておりますので、お近くの法務局にご相談下さい。



企画：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1802 (代表) FAX.03-5777-1803

<http://www.jinken.or.jp>



平成30年度 法務省委託 人権啓発教材



# 障害のある人と人権

誰もが住みよい社会をつくるために



公益財団法人人権教育啓発推進センター

# 目次

- 2 はじめに
  - 4 障害について理解する
  - 6 国内外の動き
  - 11 障害のある人が直面する問題
  - 14 ユニバーサル社会の実現のために
- 相談窓口

## はじめに

みなさんは障害のある人が困っていたらどうしますか？

「声をかける」「見て見ぬふりをする」など様々な方がいると思いますが、「どうすればいいのかわからない」という方も多いのではないのでしょうか。

この冊子では、障害のある人が直面している問題や、

その問題を解決するためにどのような取組が行われているか、などについて解説しています。

障害のある人もない人も全ての人にとって住みよい社会を実現するためには何が必要なのか。

この冊子がそのことを考えるきっかけになればと願っています。



## 障害のある人の人権について考えましょう

障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)や心身の機能等に障害があり、障害や社会の中のバリア(障壁)によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

### 障害者基本法第2条

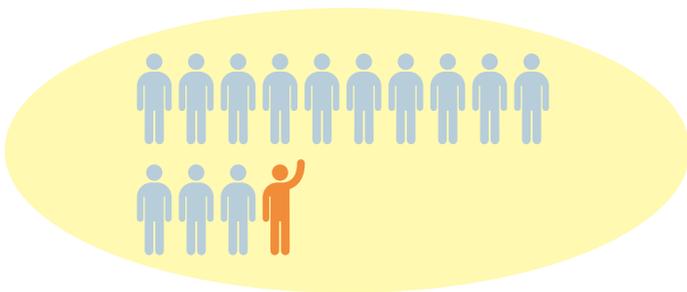
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

平成30年版の障害者白書によると、日本には  
身体に障害のある人 約436万人、  
知的障害のある人 約108万2千人、  
精神障害のある人 約392万4千人が暮らしています。

同白書によれば、国民の約7.4%に何らかの障害があるということになります。

これは、国民のおよそ14人に1人という割合です。

[出典: 内閣府障害者白書平成30年版] (平成30年6月)



また、誰もが障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

## 視覚障害

視覚障害は視力や視野などに障害があり、生活に支障を来している状態をいい、以下のよう  
なものがあります。



視力障害は、視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し、保有する視力を活用できる人に分けられる



目を動かさないうで見ることのできる範囲が狭くなる視野障害



光を感じ、その強さを区別する機能が調節できなくなる光覚障害



識別しにくい色がある色覚障害

## 聴覚障害

全く聞こえない場合や、聞こえにくい場合があります。  
補聴器や人工内耳を装着するほか、コミュニケーションの手段としては、手話や筆談、口話(相手の口元を見て内容を理解する方法)などがありますが、人によって得意・不得意があります。



## 肢体不自由

上肢(腕や手指、肘関節など)の障害、下肢(股関節、膝関節など)の障害、体幹障害(座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと)、脳病変による運動機能障害(脳性まひ)などがあります。車椅子や杖などを使用する場合もあります。



## 内部障害

心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障害で、外見から分かりにくいという特徴があります。

### 【参考】

※ヘルプマーク：援助や配慮を必要としている人、特に内部障害など外見からそのことが分かりにくい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるマーク



## 知的障害

概ね18歳までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難が生じるもので、意思交換(言葉を理解し、気持ちを表現することなど)や日常的な事柄(お金の計算など)が苦手な場合があります。

## 精神障害

統合失調症、気分障害、てんかん、アルコールや薬物依存症といった精神疾患が原因となります。

このように原因となる精神疾患は様々であるため、原因となる精神疾患によってその障害特性や制限の度合いは異なります。

## 発達障害

生まれつき脳の一部の機能に障害があるもので、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害、吃音(症)などが含まれます。

同じ人にいくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でも全く似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が発達障害の特徴といえます。

## 高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで認知や行動に生じる障害で、以下のような特性があります。

- 記憶力・注意力の低下
- 段取りよく物事を行うことが困難
- ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすいなど

# 国内外の動き

## 「障害」の考え方の変化

### ● 個人モデルから社会モデルへ

#### 個人モデル

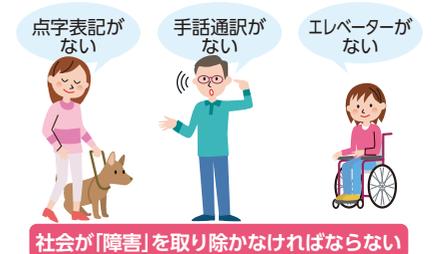
これまで、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。これを「個人モデル」といいます。



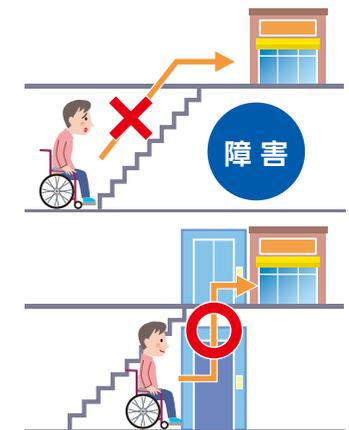
しかし、今では、社会が「障害」を作り出しているのだから、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方が浸透しています。

これを「社会モデル」といいます。

#### 社会モデル



例えば、車椅子の人が「上の階にある店に行きたい」と思ったとします。階段しかなければ、自力で上の階に行くことはできませんが、車椅子で乗ることができるエレベーターがあれば、問題を解決することができます。つまり、障害は、そのようなエレベーターが設置されておらず、階段しかない状況にあるとする考え方です。



## 障害のある人を取り巻くルールの変化

### ● 世界では…

#### 2006年 国連総会において「障害者権利条約」採択

- ✓ 障害のある人の人権や基本的自由を守ることなどを目的として、障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定しています。
- ✓ 具体的には…
  - 障害に基づくあらゆる差別をなくすこと
  - 障害のある人の社会参加の促進
  - 教育や労働、政治参加等に関する権利の保障など
- ✓ 日本は、2014年にこの条約を批准しています。



### “Nothing About Us Without Us” ～ 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」

障害のある人たちの間で使われているスローガンです。

障害のある人が、自身の関わる問題に主体的に関与しようというこの考え方は、条約の作成過程にも反映され、多数の障害のある人が条約の起草交渉に関与しました。



### ● 国内では…

#### 2011年 障害者基本法の改正

- ✓ 障害者権利条約の理念を踏まえて改正されました。
- ✓ 障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが新たな目的とされました。

#### 2012年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

- ✓ 障害のある人に対する虐待を防止すること等を目的としています。

#### 2016年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行

- ✓ 障害があってもなくても、誰もが分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重した差別のない社会の実現を目指しています。
- ✓ 行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。<sup>(\*)</sup>

(\*) 行政機関及び民間事業者に求められること

	行政機関 <sup>(※1)</sup>	民間事業者 <sup>(※2)</sup>
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮の提供	しなければならない	するように努力

※1 障害者差別解消法第7条 ※2 障害者差別解消法第8条

## 「不当な差別的取扱い」の禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどが「不当な差別的取扱い」に当たります。

ただし、正当な理由があり、他に方法がない場合などこれに当たらない場合もあります。

### 不当な差別的取扱いの例

- 障害を理由として正当な理由なくサービスの提供や店舗への入店を拒否する



- 求人募集時に障害があることを理由に応募させない



- 社会の中のバリア（障壁）を除去するための負担が過重でないにもかかわらず、合理的配慮をしない



## 「合理的配慮」の提供とは

合理的配慮の提供とは、障害のある人から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過重な負担のない範囲で対応することをいいます。

### 合理的配慮の提供の例

- 車椅子の高さに合わせて机の高さを調整する



- 目の不自由な人のために音声ガイドや点字付きのメニューを用意する



- 知的障害のある人のために分かりやすい図などを用いて説明する



負担が過重であれば合理的配慮の提供をしなくて良いというわけではありません。その場合、過重な負担でない方法を障害のある本人と話し合いながら検討する必要があります。

また、合理的配慮の提供に当たっては、勝手な判断をすることなく、障害のある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

## 差別や無理解も障害

「車椅子は狭いエレベーターで場所を取って邪魔だ」、「混んでいる時は危ないから乗車を避けたほうがよいのでは」などという周囲の人々の障害に対する無理解が大きな「障害」となっていることもあります。

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

しかし、現実には、車いすでの乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障害のある人に対する理解や配慮は十分とはいえない状況です。

### 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

#### 障害者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年

## 法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

法務省の人権擁護機関では、障害のある人の人権が侵害された事案について救済措置を講じています。

例えば…

### 遊園地における知的障害者に対する利用拒否

知的障害のある人から、遊園地において、障害を理由にアトラクションの利用を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案です。

法務局が相手方遊園地から事実関係について聴取を行い、併せて障害者差別解消法の趣旨等を説明の上、知的障害者の利用を一律に制限する規定の見直しを促したところ、相手方は利用者の症状を個別に判断し利用の可否を決定するよう規定を改正し、後に被害者はアトラクションを利用することができました。



### 精神障害を理由とするスポーツクラブの入会拒否

申告者がスポーツクラブに入会申込をしたところ、精神障害を理由に入会を拒否されたとの申告を受け、調査を開始した事案です。法務局が事情を確認したところ、スポーツクラブ側からは、精神障害がある人については、受入れ体制が整っていないことなどから、一律に入会を拒否しているとの説明がありました。そこで、法務局が、専門医の意見等をスポーツクラブ側



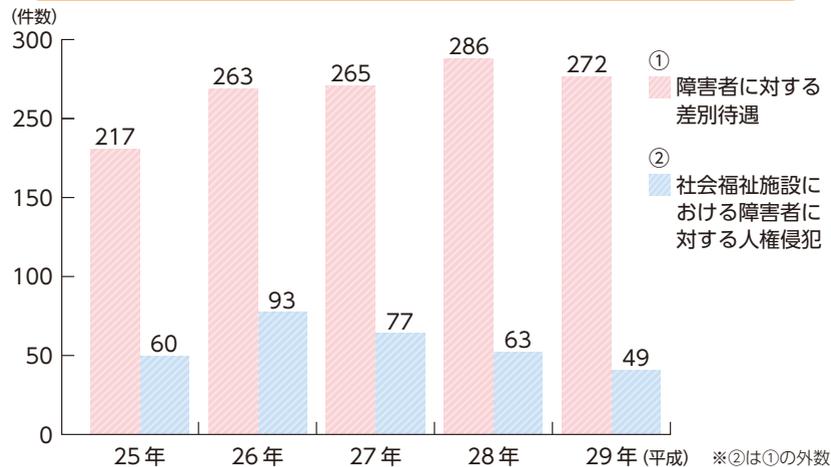
に提示の上、精神障害を理由に一律に入会拒否することについての人権上の問題を指摘し、再考を促した結果、スポーツクラブ側は方針を改め、個別の事情を考慮して入会の可否を判断する取扱いに変更しました。

## 工場管理者による障害者に対する不適切な対応

足に障害がある小学生の親から、子どもが障害を理由に工場見学をさせてもらえないとして、法務局へ電話で相談された事案です。法務局で調査した結果、工場の管理者は、小学校からの工場見学の申込みに対し、被害者が車椅子を使用していることのみを理由に、他の児童と同様の工場見学を認めない旨を学校側に連絡した事実が認められました。そこで、法務局が工場の管理者に対し、一律の対応ではなく、被害者の親と直接話して被害者の身体の状態を十分に把握した上で、工場見学参加の可否について再検討するよう促したところ、同管理者と被害者の親との間で話し合いが行われ、その結果、被害者は、他の児童と一緒に工場見学に参加することができました。



障害者に関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数



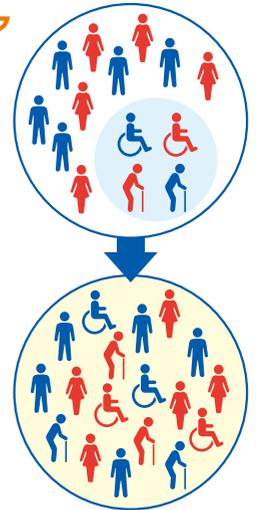
# ユニバーサル社会の実現のために

## ●ユニバーサル社会の実現とそれを阻むバリア

ユニバーサル社会とは、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会のことです。

こうした社会を実現するためには社会に存在する様々なバリアを取り除いていかなければなりません。

障害のある人を取り巻くバリアには次のようなものが考えられます。



### 物理面のバリア



段差などのバリア

### 制度面のバリア



障害に対する配慮を欠いた社会のルールなどのバリア

### 障害のある人の自立と社会参加を阻む4つのバリア



音声か点字、手話、字幕といった必要な人に分かりやすい案内がないことなど情報を遮るバリア



差別や無関心など他人を受け入れない心のバリア

### 文化・情報面のバリア

### 心のバリア



## 障害のある人の人権を考える上で大切なのは心のバリアフリー

障害のある人に対する、差別や偏見、無理解は「心のバリア」です。

「かわいそうな人たち」

「危ないから出歩かない方がいいのでは」

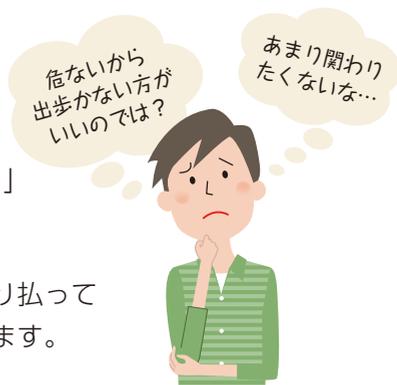
「自分には関係ない」

「あまり関わりたくない」

「どうせできないだろうから、別の人に頼もう」

など。

このバリアに自分自身が気づき、バリアを取り払って行動することが「心のバリアフリー」といえます。



### 解説

岡山理科大学  
川島 聡 准教授

人権啓発は、心のバリアフリー（心理面・意識面の障壁の除去）と密接に関わります。心のバリアは、偏見・ステレオタイプ、無理解、無関心のことです。例えば、障害のある方のことをよく知りもしないで否定的に考える偏った見方や思い込み（先入観）に囚われているとか、障害のある方の置かれた「バリアフル」な状況への理解を欠くとか、社会参加に必要なバリアフリーへの取組に関心を失っている心の状態を、心のバリアといいます。心のバリアを取り除くことは、心の具体的な現れ（態度）を変えて、お互いの人格や個性を尊重し支え合うことや差別を解消することにつながります。

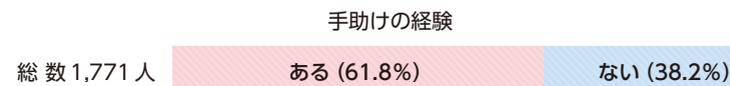


#### 【プロフィール】

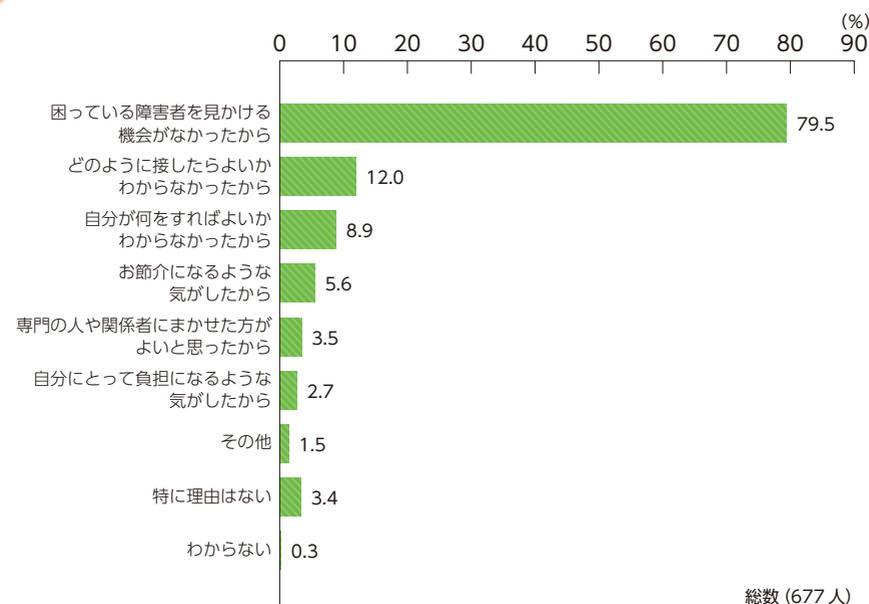
新潟大学大学院現代社会文化研究科修了（2005年）。博士（法学）。東京大学大学院経済学研究科特任研究員などを経て現職。国際人権法と障害法を専門とする。両方に関連する「障害者権利条約」を主に研究している。

障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがあるか、調査を行ったところ、以下のような結果となりました。

### 内閣府 「障害者に関する世論調査」(平成29年8月調査) から



また、手助けをしたことが「ない」と答えた人にその理由を聞きました。



会話や手助けをしたことがない理由としては、「機会がなかったから」という回答のほか、「どのように接したらよいかわからなかったから」「自分が何をすればよいかわからなかったから」といった回答が多くありました。



## ユニバーサル社会の実現に向けた取組

企業や民間団体では「心のバリアフリー」を進めるための様々な取組が行われています。

### ソニー・太陽株式会社

**障害のある人が一人一人の能力を十分発揮できる環境を。  
多様性を生かして進化し続ける。**

ソニー・太陽株式会社の従業員の約70%は障害のある人です。障害といっても一人一人特徴が異なるため、それぞれの従業員がどのような配慮を求めているのか、本人の意向を尊重し、その人に合わせた環境や配慮を提供することで活躍の場を広げています。目標は障害を“感じない”“感じさせない”職場をすることです。

また、社会貢献活動にも取り組んでおり、障害のあるエンジニアやスタッフが講師となって、ものづくりを楽しく学ぶことのできるワークショップや講義、疑似体験を行うなど、人権を学ぶ場を提供しています。参加者にアンケートをとったところ、「障害のある人に対して間違っただけの思い込みがあったり、偏見があったりした」などの気づきが多く記されていました。



### 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

**知的障害を持つ人たちが様々なスポーツにチャレンジし競技会に参加していく「場」**

スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人々がその能力や尊厳を示し、一人の市民として社会に参加し、幸福な生活を送ることができるようになることを願い、アメリカで活動を開始した国際的なスポーツ組織です。

知的障害のある人々が、スポーツを通して社会に参加するチャンスを増やすことや、社会に知的障害のある人についての理解を深めてもらうことを目的にスポーツトレーニングやその発表の場を提供しています。

また、若い世代の人々にスペシャルオリンピックスの活動を知ってもらい、知的障害のある人に対する理解を深めてもらうと、中学や高校、大学と連携し、知的障害のある人もない人も共にチームメイトとして参加するユニファイドスポーツを実施しています。障害のある人とそれを支えるボランティアという関係ではなく、同じチームメイトとして参加することで、より理解し合える関係を築くことができるといいます。

スペシャルオリンピックスは、知的障害のある人もない人も共に成長することで、地域において生き生きと暮らすことのできる社会を目指しています。



## 👉 できることから始めよう

私たち一人一人には何ができるのでしょうか？

「どうしたらよいかわからない」人は  
まずは「何ができるのか」を考えてみましょう。

例えば、もしあなたが駅やお店などで困っている障害のある人に出会ったとしたら、どのような手助けができるでしょうか。

「何かお困りですか？」

「何かお手伝いしましょうか？」など  
声をかけることはできるのではないのでしょうか。

難しいことをする必要はありません。  
困っている本人に声をかける、  
近くの駅員や店員に声をかける、  
などあなたができることでもいいのです。  
「一人一人が相手の立場に立って  
考えること」ができれば  
きっと何か行動できるのでは  
ないでしょうか。



▲ ポスター  
「誰だって手を貸してほしい時がある  
—明日と笑顔をつなぐ一声を—」